

川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、災害時要配慮者のうち災害時に避難勧告などの災害情報の入手が困難な者、自力で避難できない者及び避難に時間を要する者などを災害時要援護者（以下「要援護者」という。）とし、そのうち家族などの支援が望めない者を対象として、本人の申込みにより川崎市（以下「本市」という。）が作成した災害時要援護者避難支援制度登録者名簿（以下「名簿」という。）をあらかじめ地域の支援組織に提供し、登録した要援護者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める「災害時要援護者避難支援制度」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（登録対象者）

第2条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、本市が保有する個人情報の目的外利用及び支援組織への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- （1）高齢者
- （2）障害者
- （3）その他支援を必要としている者

（支援組織）

第3条 この要綱において、支援組織とは、次のとおりとする。

- （1）町内会・自治会
- （2）自主防災組織
- （3）民生委員・児童委員

2 支援組織は、災害時に、名簿に登録された要援護者（以下「登録者」という。）に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。

3 支援組織は、平素から登録者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

（登録の手続き等）

第4条 名簿への登録を希望する者は、災害時要援護者避難支援制度登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）により区長に申し込むものとする。

2 登録希望者が障害等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申し込むことができるものとする。

3 登録希望者は、次条で定める登録情報の支援組織への提供について同意するものとする。

4 区長は、第1項の規定に基づく登録の申込が行われた場合、申込内容について審査し、速やかに名簿に登録するものとする。

（登録情報）

第5条 名簿に登録される登録情報は、次のとおりとする。

- （1）登録番号

- (2) 氏名カナ
- (3) 氏名漢字
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 住所
- (7) 連絡先
- (8) 世帯状況
- (9) 身体状況
- (10) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (11) 身体障害（障害等級・障害区分）
- (12) 知的障害（障害程度）
- (13) 精神障害（障害等級）

（登録内容の変更）

第6条 登録者は、登録申込時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、災害時要援護者避難支援制度登録内容変更・抹消届出書（第2号様式。以下「変更・抹消届出書」という。）により、速やかに区長に届け出るものとする。

2 区長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿の登録内容（以下「名簿情報」という。）を変更するものとする。

3 区長は、名簿の登録項目に変更があったことを知った場合で、登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

（名簿の提供）

第7条 区長は、第4条の規定に基づき新規に名簿を作成したとき及び前条の規定により名簿登録情報の変更を行ったときは、速やかに名簿を支援組織に提供するものとする。

（受領書の提出）

第8条 支援組織は、前条の規定により名簿を受領したときは、速やかに災害時要援護者の名簿受領書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

（名簿情報の保護）

第9条 支援組織は、第7条の規定により名簿の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- (3) 町内会・自治会、自主防災組織においては、原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
- (4) 名簿は原則として複写しないこと。
- (5) 支援組織において、組織の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ要援護者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

2 支援組織は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、支援組織に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

(登録の抹消)

第10条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、変更・抹消届出書を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。

3 区長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者が市外に転出したとき。

(3) 登録者が第2条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(市の責務)

第11条 市は、この要綱に基づき実施される災害時要援護者避難支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

(1) 真に支援が必要な要援護者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。

(2) 地域の支援組織の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施すること。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は危機管理監及び健康福祉局長が協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則 (平成28年3月31日27川総危第1442号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日29川総危第1442号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日3川総危第1801号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。